

令和 7 年 8 月 25 日

長野労働局長

三浦 栄一郎 殿

長野地方最低賃金審議会

会 長 山本 恭子

長野地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

標記について、令和 7 年 8 月 25 日貴職から、長野県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する長野県労働組合連合会及び生協労連コープネットグループ労働組合からの異議申出について意見を求められたので、慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和 7 年 8 月 7 日付け答申どおり決定することが適当である。